

静岡県立大学健康支援センター規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 37 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則第 6 条に規定する健康支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、静岡県立大学（以下「県大」という。）及び静岡県立大学短期大学部（以下「短大部」という。）における保健管理等に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の健康の保持増進をはかるとともに、健康科学に関する教育・研究や地域住民の健康の保持増進等に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の心身の健康の保持・増進
- (2) 教職員の心身の健康の保持・増進
- (3) 健康科学関連の教育・研究
- (4) 地域住民（県民）の健康の保持・増進
- (5) 防災対策のうち健康等に関すること

(センター分所)

第 4 条 前条の業務うち、小鹿キャンパスに係るものを分担処理するため、小鹿キャンパスに健康支援センター分所（以下「センター分所」という。）を置く。

(センターの職制)

第 5 条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長（センター分所にあつては、センター分所長）
 - (2) 副センター長
 - (3) 医務室（センター分所にあつては、保健室）職員
 - (4) カウンセラー
 - (5) 事務職員
 - (6) 研究員
 - (7) その他理事長が必要と認めた者
- 2 センター長はセンターの業務を掌理する。県大の教員の中から学長が選考し、理事長が任命し、任期は 2 年とし再任を妨げない。
- 3 副センター長はセンター長を補佐する。県大の教員の中から学長が選考し、理事長が任命し、任期は 2 年とし再任を妨げない。

4 センター分所長はセンター分所の業務を掌理する。県大及び短大部の教員の中から学長が選考し、理事長が任命し、任期は2年とし再任を妨げない。

5 研究員は、県大及び短大部の教員の中から学長が選考し、理事長が任命し、任期は2年以内とし再任を妨げない。

(運営委員会及び専門部会)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、健康支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 専門の事項を審議するため、運営委員会に専門部会を置く。

3 運営委員会及び専門部会に関する事項は、別に定める。

(報告義務)

第7条 センター長は、毎年度の事業計画及び事業実施結果等の事項については、保健衛生委員会に報告しなければならない。

2 センターの業務についてセンター長が必要と認める事項は、保健衛生委員会に報告をすることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。